

米海兵隊A V - 8 Bハリアー攻撃機の墜落事故に対する抗議決議

沖縄防衛局より、9月22日午後2時頃に米空軍嘉手納基地を飛び立った第31海兵遠征部隊指揮下のA V - 8 Bハリアー攻撃機が沖縄本島の東およそ153km沖合いで墜落したとの報告があった。

県内では、復帰後43年間に米軍機の墜落事故が46件と年に1回以上の頻度で起こり、住宅地上空を平然と飛び回る米軍機の墜落という米軍基地派生の危険と隣り合わせの現実を突きつけられた地域住民、及び県民に大きな衝撃を与えた。同水域周辺は、好漁場であり、操業への影響も懸念され、不安や怒りが広がっている。また、墜落機は、外来機であり、政府が強調する負担軽減とは逆行し、訓練移転を上回る飛来回数の増加、及び騒音防止協定の違反が繰り返され、県民の不安や危険性は常態化し、断じて許されない。

在日米軍副司令官の言葉には県民に対する謝罪はなく、操縦士の救助や健康状態にのみ言及したことは、県民の生命・財産・安全の軽視である。我々のこれまでの抗議・要請を一顧だにしない日米両政府の沖縄に対する基地政策は、決して容認できない。事故原因の早急な究明と公表までの飛行を停止するのは当然であり、危険性の高い外来機の嘉手納飛行場への飛来・訓練を禁止すべきである。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

- 1 米軍の外来機飛来・暫定配備・訓練を中止し、即時撤去すること。
- 2 騒音防止協定の遵守、および住宅地上空での飛行を禁止すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 4 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、すべての在沖米軍基地を撤去すること。

以上、決議する。

平成28年9月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使
米太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
嘉手納基地第18航空団司令官 第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事

米海兵隊AV-8Bハリアー攻撃機の墜落事故に対する意見書

沖縄防衛局より、9月22日午後2時頃に米空軍嘉手納基地を飛び立った第31海兵遠征部隊指揮下のAV-8Bハリアー攻撃機が沖縄本島の東およそ153km沖合いで墜落したとの報告があった。

県内では、復帰後43年間に米軍機の墜落事故が46件と年に1回以上の頻度で起こり、住宅地上空を平然と飛び回る米軍機の墜落という米軍基地派生の危険と隣り合わせの現実を突きつけられた地域住民、及び県民に大きな衝撃を与えた。同水域周辺は、好漁場であり、操業への影響も懸念され、不安や怒りが広がっている。また、墜落機は、外来機であり、政府が強調する負担軽減とは逆行し、訓練移転を上回る飛来回数の増加、及び騒音防止協定の違反が繰り返され、県民の不安や危険性は常態化し、断じて許されない。

在日米軍副司令官の言葉には県民に対する謝罪はなく、操縦士の救助や健康状態にのみ言及したことは、県民の生命・財産・安全の軽視である。我々のこれまでの抗議・要請を一顧だにしない日米両政府の沖縄に対する基地政策は、決して容認できない。事故原因の早急な究明と公表までの飛行を停止するのは当然であり、危険性の高い外来機の嘉手納飛行場への飛来・訓練を禁止すべきである。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 米軍の外来機飛来・暫定配備・訓練を中止し、即時撤去させること。
- 2 騒音防止協定の遵守、および住宅地上空での飛行を禁止させること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 4 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、すべての在沖米軍基地を撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長